

神戸市身体障害者診断指針 抜粋（変更箇所のみ）

<第7章 じん臓機能障害>

平成30年4月1日改正

変更部分に下線を引いています

I 障害程度等級表（略）

II 身体障害認定基準

(1) 等級表1級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg/dl以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。

(2) 等級表3級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分以上、20ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が5.0mg/dl以上、8.0mg/dl未満であって、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は、次のいずれか2つ以上の所見があるものをいう。

- a じん不全に基づく末梢神経症
- b じん不全に基づく消化器症状
- c 水分電解質異常
- d じん不全に基づく精神異常
- e エックス線写真所見における骨異常
- f じん性貧血
- g 代謝性アシドーシス
- h 重篤な高血圧症
- i じん疾患に直接関連するその他の症状

(3) 等級表4級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が20ml/分以上、30ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上、5.0mg/dl未満であって、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるかには支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は、(2)のa～iまでのいずれか2つ以上の所見があるものをいう。

(4) じん臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態と判定するものである。

~~（注9）内因性クレアチンクリアランス値については、満12歳を超える者に適用することを要しないものとする。~~

（注9）eGFR（推算糸球体濾過量）が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、eGFR（単位はml/分/1.73m²）が10以上20未満のときは4級相当の異常、10未満のときは3級相当の異常と取り扱うことも可能とする。

(注 10) 慢性透析療法を実施している者の障害の判定は、当該療法の実施前の状態で判定するものである。

Ⅲ 身体障害認定要領

1. 診断書の作成について (略)

2. 障害程度の認定について

(1) じん臓機能障害の認定は、じん臓機能を基本とし、日常生活の制限の程度、又はじん臓不全に基づく臨床症状、治療の状況によって行うものである。

~~(2) 満 12 歳未満の者については、じん臓機能のうち、内因性クレアチニンクリアランス値あるいは血清クレアチニン濃度のいずれかが認定基準に該当すれば認定できるが、満 12 歳以上の者については、血清クレアチニン濃度が認定基準に該当しなければ、認定はできない。~~

(2) eGFR (推算糸球体濾過量) が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、eGFR (単位は ml/分/1.73 m²) が 10 以上 20 未満のときは 4 級相当の異常、10 未満のときは 3 級相当の異常と取り扱うことも可能とする。

(3) 慢性透析療法を実施している者の障害程度の認定は、慢性透析療法実施直前の状態で行うものであるので、諸検査値等がそのような状態で得られたものかどうかを確認する。

(4) じん臓移植術を行った者の障害程度の認定は抗免疫療法を実施しないと仮定した場合の状態で行うものであるので、諸検査値等がそのような状態で得られたものかどうかを確認する。

(5) じん臓機能検査、臨床症状と日常生活の制限の程度との間に極端な不均衡が認められる場合には、慎重な取扱いをして認定する必要がある。

Ⅳ. 疑義解釈

質 疑	回 答
1. (略)	(略)
2. 血清クレアチニン濃度に着目してじん臓機能を判定できるのは、主として慢性腎不全によるものであり、糖尿病性じん臓の場合は、血清クレアチニン濃度が 8.0mg/dl 未満であっても自己の身の日常生活活動が極度に制限される場合があるが、この場合の等級判定はどのように取り扱うのか。	糖尿病性じん臓等、じん臓機能障害以外の要因によって活動能力が制限されている場合であっても、認定基準の通り、血清クレアチニン濃度が 8.0mg/dl を超えるもの又は内因性クレアチニンクリアランス値が <u>10ml/分未満のもの</u> でなければ 1 級として認定することは適当ではない。
3~4. (略)	(略)